

電気事業についての特別措置の概要

災害救助法適用市町村及び当該災害救助法適用市町村に隣接する市町村において、該当地域に供給する電力会社より以下の項目について特別措置の認可申請があり、被災した需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①早収期間^{※1}及び支払期限^{※2}の延長（1ヶ月間）

平成22年10月、11月及び12月分の電気料金において、早収期間と、支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。

※1早収期間：検針日から21日目までの期間をいう。

※2支払期限：検針日から数えて51日目をいう。

②不適用月の料金免除（6ヶ月間）

約款上は被災時から全く電気を使用しない期間が継続しても、電気料金の一部を支払うこととなっているが、当該特別措置によって被災日が属する料金計算月の次の月から6ヶ月間を限度として、電気料金が免除となる。

③工事費負担金の免除（6ヶ月間）

被災後、全く電気を使用せずに需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行った場合で、その申込みが平成23年4月末日までに行われ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは工事費負担金を免除する。

- (1) 新たな需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 新たな需給契約の契約負荷設備、契約電力等の値が被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電力等の値を超えないこと。

④臨時工事費の免除（6ヶ月間）

被災後、復旧工事等に用いる臨時電灯・臨時電力[※]の申込みが平成23年4月末日までに行われた場合、臨時工事費を免除する。

※臨時電灯・臨時電力：契約期間が1年未満の需要に適用する契約をいう。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（6ヶ月間）

契約電力が50kW未満の低圧需要家で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、平成23年4月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線[※]等取付位置変更に係る費用の免除（6ヶ月間）

被災後、引込線等の取付位置の変更の申込みを行った場合、平成23年4月末日までに申し込みがなされ、かつ、供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

※引込線：配電線から需要家までを結ぶ電線をいう。